

令和4年9月20日付「小中学校へのチラシの配布依頼について」（令和5年4月1日適用）における小中学校へのチラシの配布基準について一部改正し、下記のとおりとする。

1. 【基準】

- 1 教育委員会に依頼の無いチラシは、小中学校で配布しない。
- 2 教育委員会に依頼の無いまま学校に届いたチラシは、原則として廃棄するものとする。ただし、校長の自由な自らの判断により配布又は周知することとした場合は、後述の依頼を受けた校長の例による実施をすることができる。
- 3 教育委員会にチラシの配布を依頼することができるのは、
 - ①公的機関
 - ②生涯学習施設使用料減免団体
 - ③体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設使用料減免団体（以下「認められた依頼者」という。）のみとする。
- 4 認められた依頼者からのみ教育委員会事務局は、チラシの配布依頼を受理する。
- 5 営利、宗教、政治目的であると判断されるチラシの配付依頼は受理しない。
- 6 依頼に係るチラシの事業及び行事における主催団体は、公的機関からの依頼に限り、認められた依頼者と異なってもよい。
- 7 公的機関からの依頼に係るチラシの事業及び行事における主催団体は、営利、宗教、政治目的以外の制限を設けないので、各公的機関の責任と判断によって審査すること。
- 8 あま市教育委員会の後援を得ているか否かは考慮しない。
- 9 認められた依頼者が公的機関である場合、教育委員会事務局は、判定を経ずに学校に配布を依頼する。
- 10 認められた依頼者が公的機関ではない場合、教育委員会事務局は、依頼の認否を判定し、依頼することとしたチラシについて学校へ依頼する。
- 11 教育委員会事務局は、配布依頼の認否の判定にあたり、当該チラシの内容が公的性格の強い内容であるか又は公益性の高い内容であると判断した場合に認定とする。
- 12 学校が配布を行うチラシは、原則として電子データのみとする。ただし、当分の間は印刷されたチラシであっても配布を行うことができる。
- 13 依頼を受けた校長は、自由な自らの判断により次の①から④のいずれかを実施する。
 - ①児童・生徒・保護者へ配布する。（配布する方法は、アプリ経由か、印刷されたチラシを配布するか、学校のウェブサイトに掲載するかのいずれかを校長が選ぶ。）
 - ②校内のいずれかに置き期間限定で周知する。
 - ③職員にのみ周知する。
 - ④チラシを廃棄して配布も周知もしない。

2. 【注意事項】

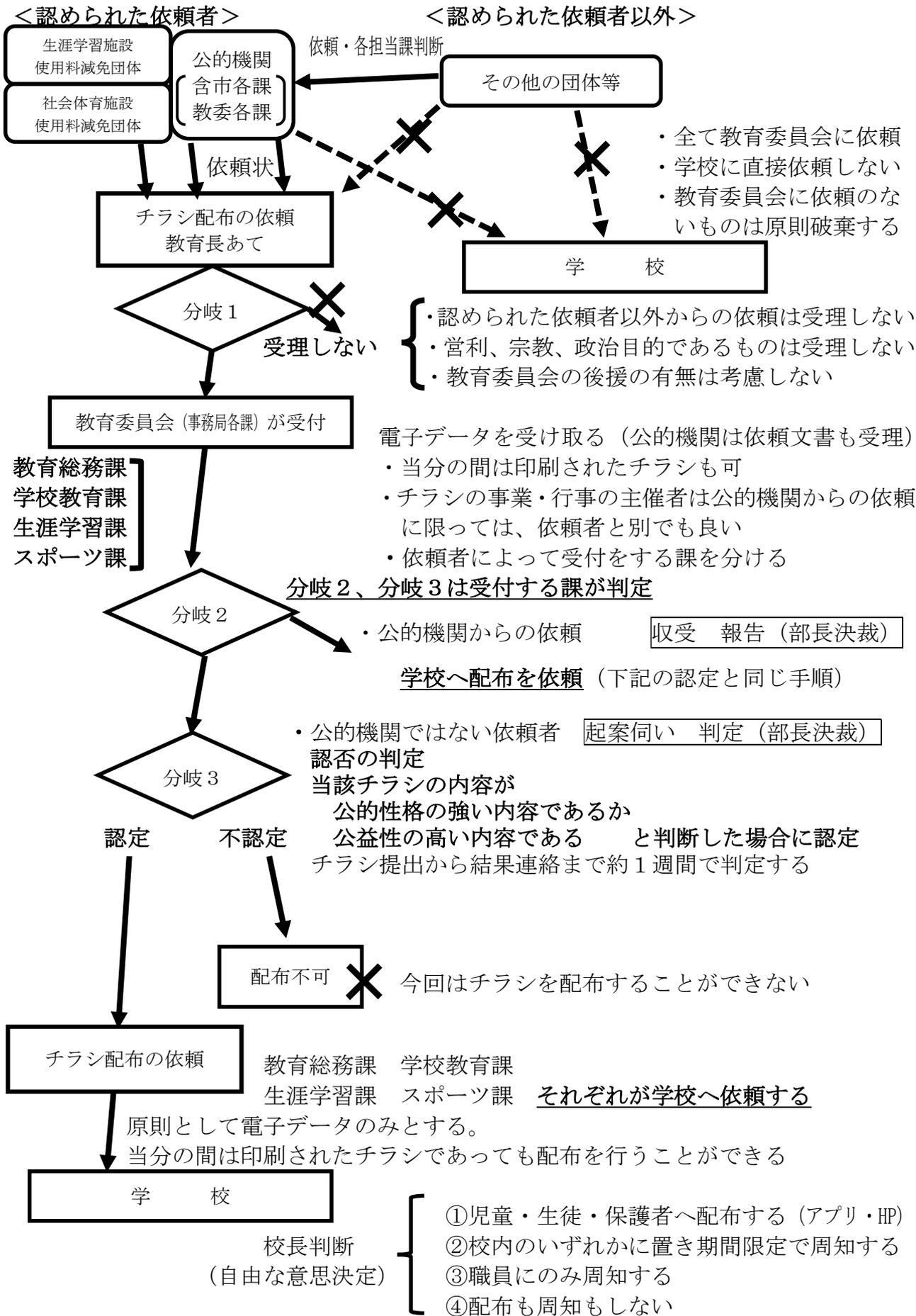
- ・原則として公的機関からの依頼のみ配布を実施し、公的機関以外の認められた依頼者からの依頼は、チラシの内容から配布の可否を判定する。
- ・教育委員会の後援を受けているか否かは関係せず、純粋にチラシ配布のみを判定する。
- ・配布、周知又は配布も周知もしない判断は、最終的に校長が行うため、依頼を受けても配布されないことがあることに留意すること。
- ・教職員の業務軽減を意図するため、学校では直接依頼を受けないものとする。

3. 【附則】

平成25年9月27日 制定

令和4年9月20日 全部改正 令和5年4月1日適用

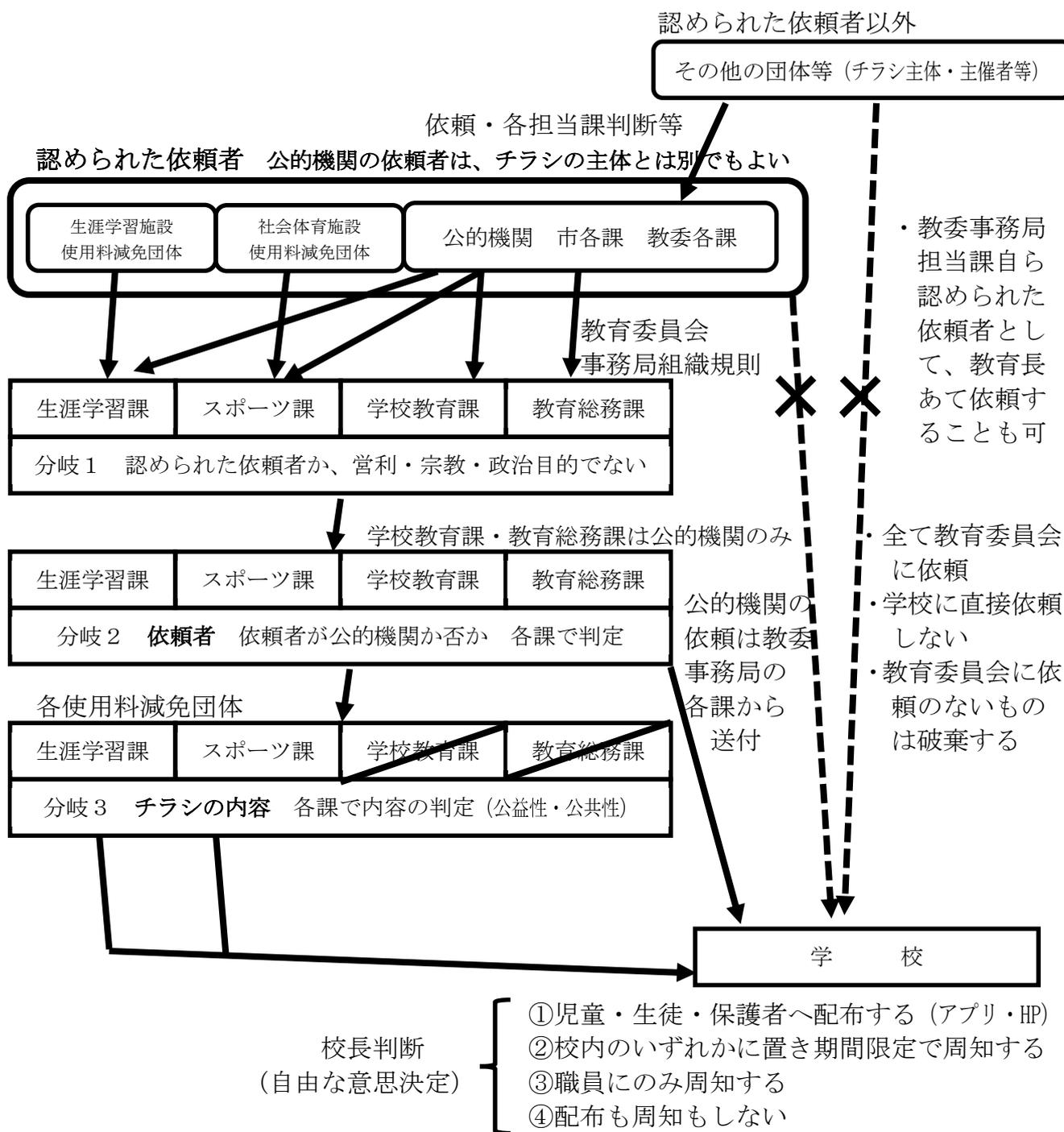
令和7年1月17日 一部改正 令和7年9月1日適用



※配布、周知又は配布も周知もしない判断は、最終的に校長が行うため、依頼を受けても配布されないことがあることに留意すること

【認められた依頼者について】

(資料2)



認められた依頼者は、

- ①公的機関 (文化・芸術・生涯学習施策関係、スポーツ施策関係、学校給食関係、その他の別により、それぞれ生涯学習課、スポーツ課、学校教育課、教育総務課が受付する)
- ②生涯学習施設使用料減免団体 (生涯学習課が受付・審査する)
- ③体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設使用料減免団体 (スポーツ課が受付・審査する)

のみである。

認められた依頼者以外の者が主催・実施するチラシについて、国・県・他市・あま市他課・あま市教委の4課が認められた依頼者以外の者から依頼を受けて審査し、学校にチラシ配布を依頼することとした場合は、公的機関からの依頼として処理する。

認められた依頼者以外の者が主催・実施するチラシについて、依頼することとするか否かは、当該依頼を行う公的機関の判断と責任において行われるものとする。

【教育委員会事務局各課の受付担当振り分けについて】

チラシ配布依頼の受付を行う課は、後援名義の使用申請に準拠するものとし、「あま市教育委員会事務局組織規則」第3条（事務分掌）関係別表によるものとし、どのような認められた依頼者なのか、公的機関の場合は、依頼者がどの部署なのか、チラシの内容はどのような内容なのかで判断する。

別表(第3条関係)

教育総務課

教育総務係

- 1 部及び課の庶務に関すること。
- 2 部全般に関する調査及び企画調整に関すること。
- 3 教育委員会の会議及び教育委員会委員に関すること。
- 4 後援等名義使用に関すること。
- 5 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程等の制定及び改廃に関すること。
- 6 教育委員会の告示及び公示に関すること。
- 7 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 8 課の予算及び経理総括に関すること。
- 9 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検に関すること。
- 10 公印の管理に関すること。
- 11 学校の設置及び廃止に関すること。
- 12 儀式及び賞罰に関すること。
- 13 教育委員会に係る調査、統計及び広報に関すること。
- 14 事務局職員等の人事及び任免に関すること。
- 15 県教育委員会その他教育委員会との連絡調整に関すること。
- 16 教育委員会の他の課に属さないこと。

施設整備係

- 1 学校財産の取得及び処分に関すること。
- 2 学校施設の建設及び管理に関すること。
- 3 学校用地に関すること。
- 4 学校施設整備計画に関すること。
- 5 学校施設の実態調査及び目的外使用許可に関すること。
- 6 学校施設及び学校備品の台帳整備に関すること。

学校教育課

学校教育係

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 課の予算及び経理統括に関すること。
- 3 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 4 教科書及びその他の教材の取扱いに関すること。
- 5 要保護及び準要保護の児童・生徒の就学援助に関すること。
- 6 通学区域及び通学路に関すること。
- 7 教職員及び児童並びに生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 8 学校体育に関すること。
- 9 学校医、学校歯科医、学校眼科医、産業医及び学校薬剤師に関すること。
- 10 幼稚園に関すること。
- 11 その他学校教育に関すること。

指導係

- 1 学校の組織編制、教育課程、教育指導及び学習指導に関すること。
- 2 県費負担教職員の任免、懲戒及びその他人事の内申に関すること。
- 3 県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。
- 4 教職員の免許に関すること。
- 5 教職員の研修に関すること。
- 6 学校基本調査に関すること。
- 7 児童及び生徒の就学、入学及び転学に関すること。
- 8 教育支援に関すること。
- 9 教育相談センターに関すること。
- 10 通級指導教室に関すること。
- 11 その他学校指導に関すること。

給食係

- 1 学校給食センターの管理運営に関すること。
- 2 学校給食センターの各種委員会に関すること。
- 3 給食の調理及び運搬に関すること。
- 4 献立の作成に関すること。
- 5 衛生管理に関すること。
- 6 食育に関すること。
- 7 給食物資に関すること。
- 8 給食費に関すること。
- 9 その他給食に関すること。

生涯学習課

社会教育係 七宝公民館 美和公民館 甚目寺公民館

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 社会教育委員等に関すること。
- 3 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 4 課に係る予算及び経理総括に関すること。
- 5 社会教育の計画に関すること。
- 6 青少年及び女性の教育に関すること。
- 7 青少年の健全育成に関すること。
- 8 視聴覚教育に関すること。
- 9 芸術及び文化の普及向上に関すること。
- 10 社会教育に関する各種調査、統計並びに資料の刊行及び配布に関すること。
- 11 社会教育団体の育成に関すること。
- 12 家庭教育に関すること。
- 13 社会教育施設の設置、廃止及び管理運営に関すること。
- 14 社会教育財産の取得及び処分に関すること。
- 15 その他社会教育に関すること。

文化振興係 美和歴史民俗資料館 甚目寺歴史民俗資料館 文化の杜 美和文化会館 美和図書館 美和ふれあいの森

- 1 文化会館、図書館及び資料館に係る委員に関すること。
- 2 文化財保護審議会に関すること。
- 3 文化振興施設文書類の收受、発送及び保管に関すること。
- 4 文化振興施設の設置、廃止及び管理運営に関すること。
- 5 文化財保護に関すること。
- 6 郷土資料に関すること。
- 7 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- 8 読書会等の開催及び奨励に関すること。
- 9 時事に関する情報及び参考資料の収集及び提供に関すること。
- 10 その他文化振興に関すること。

スポーツ課

スポーツ係 七宝総合体育館 甚目寺総合体育館

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 3 課に係る予算及び経理総括に関すること。
- 4 スポーツ及びレクリエーションの指導奨励に関すること。
- 5 社会体育の計画に関すること。
- 6 スポーツ行事及びスポーツ教室等の企画運営に関すること。
- 7 スポーツに関する各種調査、統計並びに資料の刊行及び配布に関すること。
- 8 小中学校体育施設のスポーツ開放に関すること。
- 9 スポーツ推進委員等に関すること。
- 10 スポーツ団体の指導育成に関すること。
- 11 社会体育施設の設置、廃止及び管理運営に関すること。
- 12 社会体育財産の取得及び処分に関すること。
- 13 その他社会体育に関すること。